

令和8年度 こども誰でも通園制度 (渋谷区乳児等通園支援事業) 概要説明

令和8年3月23日

1 こども誰でも通園制度(乳児等通園支援事業)について

「こども誰でも通園制度」は、令和8年4月から全国のすべての自治体で開始されます。法令上の正式名称は、「乳児等通園支援事業」となりました。

利用者向けリーフレット

こども誰でも通園制度

こども誰でも通園制度とは？

全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な育成環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、保護者の多様な働き方やライフスタイルにかかわらず形での支援を強化するため創設された新たな通園制度です。

対象者

- ・保育所等に通っていない

0歳6ヶ月～満3歳未満が対象

利用方法

- ・月10時間の枠内で

時間単位で柔軟に利用可能



※利用時間は、市町村により異なる場合があります。詳細についてはお住まいの市区町村にお問い合わせください。

こども誰でも通園制度を利用すると……

こどもにとって

- ・家庭とは異なる経験や、地域に初めて出て行って**家族以外の人と関わる機会**が得られます
- ・こどもに対する関わりや遊びなどについて専門的な理解を持つ人がいる場での経験を通じて、**ものや人への興味や関心が広がり、成長していくことができます**
- ・**年齢の近いこどもとの関わり**により、社会情緒的な発達を支えるなど**成長発達に資する豊かな経験**をもたらします

保護者にとって

- ・**地域の様々な社会的資源（子育て支援等）につながる契機**となり、これにより様々な情報や人とのつながりが広がり、**保護者が子育てにおいてこうした社会的資源を活用しやすくなります**
- ・専門的な知識や技術を持つ人と関わることにより、ほっとできたり、**孤立感、不安感等の解消**につながったりするとともに、月に一定時間でも、こどもと離れ時間を過ごすことで、**育児に関する負担感の軽減**につながります

一時預かりとの違い

一時預かり事業が、「保護者の立場からの必要性」に対応するものであるのに対して、こども誰でも通園制度は、保護者のために「預かる」ものではなく、家庭にいただけでは得られない様々な経験を通じて、こどもが成長していくように、こどもの育ちを応援することが主な目的です。

2 渋谷区における 令和8年度 こども誰でも通園制度(渋谷区乳児等通園支援事業)の概要

渋谷区では、東京都の「多様な他者との関わりのお機会創出事業」を活用し、令和6年度より「ちよこっと通園事業」として、未就園児を対象とした定期的な預かり保育事業を実施しています。

全国の自治体で開始されるにあたり、令和8年度からは名称も「こども誰でも通園制度(渋谷区乳児等通園支援事業)」に変更し、事業を開始します。

項目	内容 (令和8年度以降は国の制度の上乗せ事業として、東京都の「多様な他者との関わりのお機会創出事業」を活用します)
概要	保護者の就労などの有無にかかわらず、保育所、幼稚園、認定こども園などを利用していない未就園児を、渋谷区内の一部保育所などで定期的に預かり、多様な他者との関わりの中での様々な体験や経験を通じて、非認知能力の向上など、子どもの健やかな成長を図る。
実施内容	一般型、または空き定員枠を利用した余裕活用型 (定期利用/自由利用 親子通園も可)
対象	保育所や保育事業(認可外保育所、東京都のベビーシッター助成など)を利用していない未就園児で 0歳6か月～2歳児クラス ※ただし要支援児童の預かりに関しては、3歳児～5歳児も可とする。 ※令和8年度については、渋谷区民の利用を優先。
実施場所	保育所、認定こども園、小規模保育事業所、認証保育所、区立保育室
利用期間	令和8年4月1日～令和9年3月31日 (原則2か月以上の利用が対象) 1人当たりの利用時間は、月あたり64時間を上限とする。※満3歳以上児については、月54時間が上限。
利用者負担	1時間あたり300円程度 ※食事代は利用料に含む ・東京都内在住者については、無償。 ・月64時間を超えた預かりがあった場合は、本制度の対象外。
その他	・本制度で、同時に複数の園を利用することは不可です(特定事業所の継続利用を想定した制度) ・食事代は、利用料に含む。 ・災害時対応: しぶや保育メールを利用します。 ・キャンセルの取扱い: 前日15時までにご連絡が無い場合については、キャンセル時も、利用時間枠を消費します

参考) 令和7年度までのちよこつと通園事業との違い

国の制度に合わせ、主に以下の項目について見直しを検討致しました。

項目	ちよこつと通園事業(令和7年度まで)	こども誰でも通園制度(渋谷区乳児等通園支援事業)
実施方法	空き定員枠を利用した余裕活用型 (定期利用のみ)	一般型、または空き定員枠を利用した余裕活用型 (定期利用/自由利用 親子通園も可)
対象	区内在住の保育所等に通所していない未就園児 で原則0歳児クラス~2歳児クラス	保育所等に通所していない未就園児で 0歳6か月~2歳児クラス ※令和8年度については、渋谷区民の利用を優先。
区外利用	不可	可
利用可能枠	週2日まで (原則2か月以上の利用とする)	月あたり上限64時間 ※満3歳以上児については、月上限54時間 (原則2か月以上の利用とする)
利用者負担	原則上限 1時間あたり275円 (1日単位、月単位での金額設定も可) ※令和7年9月以降 無償化	1時間あたり300円程度 ※東京都内在住者については、無償
認定	不要	乳児等支援給付の認定が必要
利用システム	なし	スマート申請 総合支援システム

3 利用方法について

利用までの流れは、区ポータルサイトや、チラシ等で利用者に案内予定です。



- 国の給付制度となるため、利用にあたっては、「乳児等支援給付」の認定を受ける必要があります。
- 施設(公立園を除く)への利用申込(初回面談申込)や利用予約は、「総合支援システム」を利用します。
※認定書の発行と合わせて、総合支援システムのアカウントが発行されます。
- 利用契約は各施設と直接行います。
- 区内施設における利用料は、無料です。(都内在住者のみ)
- 区外施設を利用した場合は、各施設の設定する利用料のお支払いが必要です。
※負担いただいた利用料は、後日、区へ申請いただくことで、上限の範囲内で助成予定です。

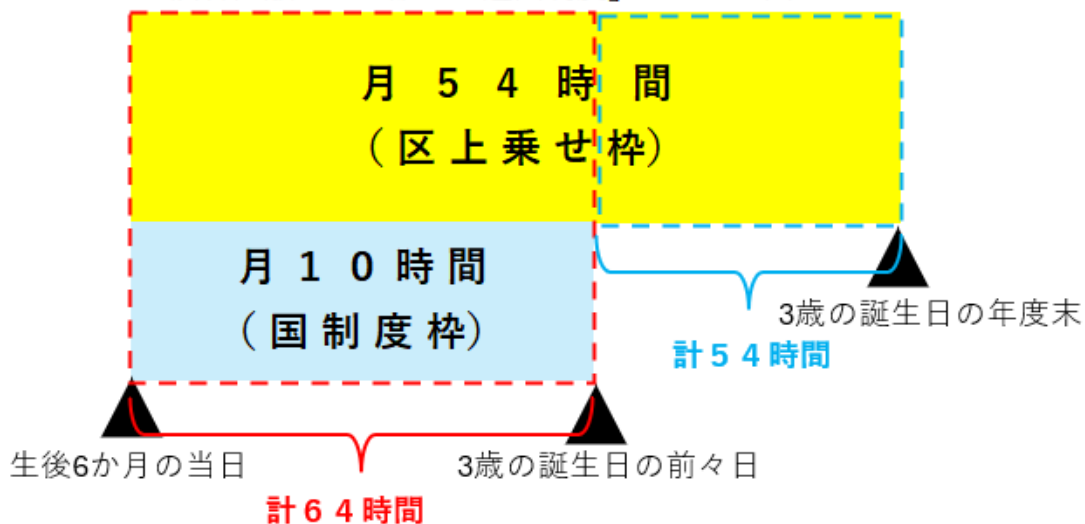
4 利用時間の考え方

渋谷区では、国の制度に区の上乗せ枠を追加し、月64時間※までの利用枠を配布予定です。

※3歳の誕生日の前々日まで。満3歳を超えた場合は月54時間となります。

施設ごとに、本制度で提供する保育時間や利用可能日は異なります。
総合支援システムでは、配布された利用時間枠の中で、予約申込が可能です。

「渋谷区版こども誰でも通園制度」イメージ図



- 国制度では、ひとりあたり月10時間までの利用時間枠が配布されます。
- 渋谷区では、国制度に加え、ひとりあたり月54時間までを、利用時間枠を配布します。

国制度では、広域利用(他自治体の施設の利用)予約も可能とされています。
※他自治体の施設についての利用予約は、総合支援システム上では国制度利用時間枠(10時間まで)のみ対応。

5 利用システムについて

本制度では、2つのシステムを利用します。

- **スマート申請(Grafferシステム)**

「乳児等支援給付」認定の申請に利用します。

- **総合支援システム(つうえんポータル)**

本制度で利用する施設の、利用申込(初回面談)や利用予約に利用します。

※施設ごとに利用する機能や運用が異なりますので、利用希望施設に確認が必要です。

【総合支援システムの画面イメージ】

利用時間枠の管理



施設の検索



施設をさがす

キーワードから探す

施設名や所在地を入力

現在地からさがす

都道府県からさがす

お気に入りからさがす

面談・利用歴からさがす

初回面談・利用予約



施設詳細

テスト保育園

基本情報 予約


STEP 1 ご利用のお子さまを選択

利用をご希望のお子さま **必須**

ご利用を希望されるお子さまをお選びください。

[この施設の利用を停止する →](#)
[東京都渋谷区の施設一覧へ →](#)

登降園管理



登降園2次元コード読取

登降園手続き

日	利用予定時間	利用時間登録
月3	13:00 ~ 15:00	<input type="button" value="登録 →"/>

3歳の誕生日前々日までの場合